

# 接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

UQコミュニケーションズ株式会社

# 接続会計報告書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年4月1日  
至 2024年3月31日

総務大臣 殿

2024年6月30日提出

会社名 UQコミュニケーションズ株式会社

代表者の役職氏名 代表取締役社長 佐々木 正見

本店の所在の場所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

電話番号 (070) 3506-5709

連絡者 企画部門長 森重 昭伸

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

名称 本社

## 目 次

	頁
第一部 概要紹介	1
1 報告書の目的	2
2 根拠法令等	2
3 会計処理の基準	2
(1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連	2
(2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の 接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）	2
4 接続会計財務諸表の構成	3
(1) 貸借対照表	3
(2) 損益計算書	3
(3) 個別注記表	3
(4) 役務別固定資産帰属明細表	3
(5) 移動電気通信役務収支表	3
5 計算結果証明報告の紹介	4
6 第3条第1項ただし書の許可事項	4
第二部 計算結果証明報告	5
1 責任範囲	6
2 証明の基準	6
3 計算結果証明	6
第三部 接続会計財務諸表	9
1 貸借対照表	10
2 損益計算書	11
3 個別注記表	12
4 役務別固定資産帰属明細表	17
5 移動電気通信役務収支表	18
第四部 参考情報	19
1 配賦整理書の紹介及び入手方法	20
2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して 取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額	20
3 特に重要な費用の配賦基準の説明	20
4 用語解説	20
5 その他	21

## 第一部 概要紹介

## 1 報告書の目的

本報告書は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」という。）第 34 条第 6 項の規定に従い、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正且つ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（平成 14 年 2 月 7 日総務省告示第 72 号））において指定された当社の第二種指定電気通信設備※の接続に関する会計の基準、計算の結果その他法令に定められた事項を広く一般に公表するために作成し、接続料の適正且つ円滑な算定に資することを目的としております。

※「第二種指定電気通信設備」については、「第四部 参考情報 4 用語解説」をご参照ください。

### 【参考】

#### ■事業法第 34 条第 6 項

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

## 2 根拠法令等

本報告書は、以下の法令の規定に基づいて作成しております。

- ・電気通信事業法  
（昭和 59 年法律第 86 号）
- ・第二種指定電気通信設備接続会計規則  
（平成 23 年 3 月 31 日総務省令第 24 号。以下「二種接続会計規則」という。）

## 3 会計処理の基準

### (1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連

当社は、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 4 月 1 日郵政省令第 26 号。以下「会計規則」という。）に定める基準に従って会計を整理し、事業年度における財政状態及び経営成績を明らかにしております。（以下「財務会計」という。）

二種接続会計規則に基づく会計（以下「接続会計」という。）は、財務会計で整理された電気通信事業にかかる費用、収益を、移動電気通信役務収支表の役務の種類に適正に区分して整理するものであります。

### (2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）

該当事項はありません。

## 4 接続会計財務諸表の構成

### (1) 貸借対照表

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

### (2) 損益計算書

二種接続会計規則第4条の規定により準用する会計規則第5条前段の規定に従って作成しております。

### (3) 個別注記表

二種接続会計規則第5条の規定により別表第一に定める個別注記表を作成しております。

### (4) 役務別固定資産帰属明細表

取得価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の取得価額を記載しております。

減価償却累計額

役務の種類毎に整理した設備区分別の減価償却累計額を記載しております。

帳簿価額

役務の種類毎に整理した設備区分別の帳簿価額を記載しております。

### (5) 移動電気通信役務収支表

営業収益

役務の種類毎に整理した営業収益を記載しております。

営業費用

役務の種類毎に整理した営業費用を記載しております。

営業費

役務の種類毎に整理した営業費を記載しております。

施設保全費

役務の種類毎に整理した施設保全費を記載しております。

管理費

役務の種類毎に整理した管理費を記載しております。

減価償却費

役務の種類毎に整理した減価償却費を記載しております。

固定資産除却費

役務の種類毎に整理した固定資産除却費を記載しております。

通信設備使用料

役務の種類毎に整理した通信設備使用料を記載しております。

租税公課

役務の種類毎に整理した租税公課を記載しております。

営業利益

役務の種類毎に整理した営業利益を記載しております。

## 5 計算結果証明報告の紹介

二種接続会計規則第 11 条の規定に従い、接続会計財務諸表が二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人の調査を受け、「第二部 計算結果証明報告」に収録した監査報告書を受領しております。

## 6 第 3 条第 1 項ただし書の許可事項

該当事項はありません。

## 第二部 計算結果證明報告



- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

上記について、次の通り会計監査人からの監査報告書を受領しております。

なお、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については、第 17 期事業年度の計算書類として、接続会計に準拠して会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、監査法人から監査報告書を受領しております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

UQコミュニケーションズ株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

田村 透

EC54614263454AC

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

岩崎 亮一

19C24FA7E12B4F5

## 監査意見

当監査法人は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）（以下「第二種接続会計規則」という。）第11条の規定に基づき、UQコミュニケーションズ株式会社の第17期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の役務別固定資産帰属明細表、移動電気通信役務収支表及びそれらの注記（以下「明細表及び収支表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の明細表及び収支表が、全ての重要な点において、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する資産の整理の基準及び手順並びに費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「明細表及び収支表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項－明細表及び収支表作成の基礎

『明細表の注記事項1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する固定資産の配賦基準、並びに収支表の注記事項1. 移動電気通信役務収支表の作成基準及び注記事項2. 電気通信役務に関連する費用及び収益の配賦基準』に記載されているとおり、明細表及び収支表は、UQコミュニケーションズ株式会社が第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

UQコミュニケーションズ株式会社は、上記の明細表及び収支表のほかに、2024年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して、2024年4月26日に会社法の規定に基づく監査報告書を発行している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した明細表及び収支表を含む接続会計報告書及び配賦整理書に含まれる情報のうち、明細表及び収支表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の明細表及び収支表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

明細表及び収支表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と明細表及び収支表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 明細表及び収支表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠して明細表及び収支表を作成することにある。また、明細表及び収支表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表及び収支表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

明細表及び収支表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき明細表を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 明細表及び収支表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、明細表及び収支表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から明細表及び収支表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、明細表及び収支表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 明細表及び収支表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として明細表及び収支表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において明細表及び収支表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する明細表及び収支表の注記事項が適切でない場合は、明細表及び収支表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 明細表及び収支表の表示及び注記事項が、第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 第三部 接続会計財務諸表

# 1. 貸借対照表

(2024年 3月 31日 現在)

UQコミュニケーションズ株式会社

(単位:百万円)

科 目	金 額		科 目	金 額
( 資 産 の 部 )			( 負 債 の 部 )	
I 固定資産			I 固定負債	
A 電気通信事業固定資産			1. リース債務	789
(1) 有形固定資産			2. 資産除去債務	811
1. 機械設備	286,328		3. その他の固定負債	392
減価償却累計額	229,336	56,992	固定負債合計	1,992
2. 空中線設備	45,868		II 流動負債	
減価償却累計額	28,720	17,148	1. 買掛金	506
3. 市内線路設備	178		2. リース債務	423
減価償却累計額	59	119	3. 未払金	18,585
4. 建物	2,159		4. 未払費用	2
減価償却累計額	982	1,177	5. 未払法人税等	5,242
5. 構築物	380		6. 前受収益	5
減価償却累計額	344	36	7. 未払消費税	425
6. 車両	56		8. 賞与引当金	6
減価償却累計額	50	5	9. 資産除去債務	423
7. 工具、器具及び備品	1,203		10. その他の流動負債	1,057
減価償却累計額	887	317	流動負債合計	26,674
8. リース資産	4,247			
減価償却累計額	3,123	1,124		
9. 建設仮勘定		9,916	負債合計	28,666
有形固定資産計		86,834		
(2) 無形固定資産				
1. 施設利用権		3,394		
2. ソフトウェア		5,945		
3. その他の無形固定資産		0		
無形固定資産計		9,340		
電気通信事業固定資産合計		96,174		
B 附帯事業固定資産			( 純 資 産 の 部 )	
(1) 有形固定資産	5,655		I 株主資本	
減価償却累計額	2,562	3,092	1. 資本金	71,425
(2) 無形固定資産		230	2. 資本剰余金	
附帯事業固定資産合計		3,322	(1) 資本準備金	70,575
C 投資その他の資産			資本剰余金合計	70,575
1. 長期前払費用		5,919	3. 利益剰余金	
2. 繰延税金資産		1,793	(1) その他利益剰余金	
3. その他の投資及び その他の資産		283	繰越利益剰余金	96,386
貸倒引当金		0	利益剰余金 合計	96,386
投資その他の資産合計		7,994	株主資本合計	238,386
固定資産合計		107,490	純資産合計	238,386
II 流動資産				
1. 現金及び預金		213		
2. 売掛金		18,974		
3. 未収入金		1,458		
4. 貯蔵品		2,688		
5. 前払費用		3,815		
6. 関係会社短期貸付金		132,432		
7. その他の流動資産		93		
貸倒引当金		△ 110		
流動資産合計		159,562		
資産合計		267,052	負債・純資産合計	267,052

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 2. 損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

UQコミュニケーションズ株式会社

(単位:百万円)

科 目	金 額	
I 電気通信事業営業損益		
(1) 営業収益		166,931
(2) 営業費用		
1. 営業費	20,818	
2. 施設保全費	36,662	
3. 管理費	2,960	
4. 減価償却費	33,943	
5. 固定資産除却費	1,348	
6. 通信設備使用料	39,875	
7. 租税公課	10,331	
電気通信事業営業利益		145,937
II 附帯事業営業損益		20,993
(1) 営業収益		13,621
(2) 営業費用		13,157
附帯事業営業利益		464
営業利益		21,458
III 営業外収益		
1. 受取利息	127	
2. 雑収入	95	222
IV 営業外費用		
1. 雑支出	18	18
経常利益		21,662
V 特別損失		
1. 減損損失	388	388
税引前当期純利益		21,273
法人税、住民税及び事業税		6,694
法人税等調整額		△ 65
当期純利益		14,645

(注)記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - 1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品・・・移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1)有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。
  - (2)無形固定資産  
定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
  - (3)リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1)貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2)賞与引当金  
従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準
  - ① 通信サービス  
通信サービスにおける収益（以下「通信サービス収入」）は、お客様に提供するWiMAXサービス収入とMVNO事業者に提供するWiMAX回線卸収入から構成されております。  
WiMAXサービス収入は、主に月額基本使用料及びオプション料と契約事務等の手数料収入から構成されております。  
WiMAX回線卸収入は、主に基本使用料、オプション料、登録料から構成されております。  
WiMAXサービス収入及びWiMAX回線卸収入は、契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき、収益として認識しております。  
また、通信料金の割引については、毎月の通信サービス収入から控除しております。  
  
契約事務等の手数料収入のうち契約事務手数料収入及び登録料は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと併せて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、契約で定める利用期間にわたり収益として認識しております。
  - ② 端末販売  
端末販売における収益（以下「端末収入」）は、お客様、代理店、MVNO事業者に対するWiMAX サービスに対応した端末機器及びアクセサリ類の販売収入から構成されております。  
上記の取引は、当社がお客様に対して端末を販売し、直接通信契約の締結を行う直接販売と、代理店に対して端末を販売し、代理店を通じてお客様と通信契約の締結を行う間接販売、MVNO事業者への卸販売からなります。それぞれの収益の認識基準は以下のとおりであります。
    - 1) 直接販売  
引き渡し時点で履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。
    - 2) 間接販売  
間接販売において、当社が代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、代理店を本人として取り扱っております。そのため、端末収入は、端末の支配が当社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。  
また、代理店に対して支払う販売奨励金の一部は、端末収入から控除しております。
    - 3) MVNO事業者への卸販売  
引き渡し時点で履行義務が充足されたと判断し、収益として認識しております。  
また、MVNO事業者に対して支払う販売奨励金の一部は、端末収入から控除しております。
  - ③ 付加価値サービス  
付加価値サービスにおける収益は、主に情報料収入から構成されております。情報料収入はお客様に対して提供したコンテンツの会員収入であり、コンテンツサービスを一定期間にわたって提供し、経過期間に応じて履行義務が充足されます。  
当社が代理人と判断される場合は、お客様から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額で表示しております。  
代理人の判断にあたっては、当社が契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、在庫リスクを負っているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。

**【収益認識に関する注記】**

(1) 収益の分解

各事業の売上高	
電気通信事業	
通信収入	166,321 百万円
手数料収入	457 百万円
その他	153 百万円
附帯事業	
端末販売	8,612 百万円
その他	5,009 百万円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高（\*） 1,390 百万円

（\*） その他の固定負債及びその他の流動負債に含めて貸借対照表に表示しております。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. 有形固定資産の減価償却累計額	266,062 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務額	
短期金銭債権	142,601 百万円
長期金銭債権	1 百万円
短期金銭債務	12,874 百万円
長期金銭債務	910 百万円

**【損益計算書に関する注記】**

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	101,879 百万円
仕入高	79,093 百万円
営業取引以外の取引による取引高	176 百万円

2. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当社は、減損損失の算定にあたって、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

減損損失を認識した主な資産の概要と金額の内訳

用途	場所	種類	減損損失 (百万円)
事業用資産	東京都他	機械設備他	388

当事業年度において、サービス終了となった通信設備について、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、機械設備372百万円、ソフトウェア16百万円、建設仮勘定1百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は0円と算定しております。



**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 発行済株式の数

普通株式	280,000 株
A種優先株式	600,000 株
B種優先株式	950 株
C種種類株式	60,000 株
D種種類株式	60,000 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	700	2,500	2023年3月31日	2023年6月15日
2023年6月14日 定時株主総会	A種優先株式	利益剰余金	300	500	2023年3月31日	2023年6月15日
2023年6月14日 定時株主総会	B種優先株式	利益剰余金	1,834	1,930,000	2023年3月31日	2023年6月15日
2023年6月14日 定時株主総会	C種種類株式	利益剰余金	2	25	2023年3月31日	2023年6月15日
2023年6月14日 定時株主総会	D種種類株式	利益剰余金	149	2,475	2023年3月31日	2023年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	700	2,500	2024年3月31日	2024年6月15日
2024年6月14日 定時株主総会	A種優先株式	利益剰余金	300	500	2024年3月31日	2024年6月15日
2024年6月14日 定時株主総会	B種優先株式	利益剰余金	1,834	1,930,000	2024年3月31日	2024年6月15日
2024年6月14日 定時株主総会	C種種類株式	利益剰余金	2	25	2024年3月31日	2024年6月15日
2024年6月14日 定時株主総会	D種種類株式	利益剰余金	149	2,475	2024年3月31日	2024年6月15日

**【税効果会計に関する注記】**

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	34 百万円
未払事業税	344 百万円
減価償却超過額	1,254 百万円
資産除去債務	378 百万円
棚卸資産評価損	38 百万円
契約負債	425 百万円
その他	200 百万円
繰延税金資産 小計	2,673 百万円
評価性引当額	△ 763 百万円
繰延税金資産 合計	1,911 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務 (除去費用)	118 百万円
繰延税金負債 合計	118 百万円
繰延税金資産 (負債) の純額	1,793 百万円

**【1株当たり情報に関する注記】**

1株当たり純資産額	327,212 円	22銭
1株当たり当期純利益	36,798 円	30銭

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金や安全性の高い金融資産に限定し、また資金調達については銀行および株主からの借入による方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権回収状況のモニタリングを適宜行うことによりリスク低減を図っております。借入金の用途は設備投資資金と運転資金であります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 売掛金	18,974		
貸倒引当金 (*1)	△110		
	18,863	18,863	-
(2) 未収入金	1,458	1,458	-
(3) 関係会社短期貸付金	132,432	132,432	-
(4) 敷金・保証金 (*2)	283	277	△6
資産計	153,037	153,031	△6
(5) 買掛金	506	506	-
(6) 未払金	18,585	18,585	-
(7) 未払法人税等	5,242	5,242	-
(8) リース債務 (*3)	1,212	1,186	△26
負債計	25,545	25,519	△26

(\*1) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他の投資及びその他の資産を含めて貸借対照表に表示しております。

(\*3) 1年以内に支払の期限が到来するリース債務を含めております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 売掛金、(2) 未収入金、(3) 関係会社短期貸付金、(4) 敷金・保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等、(8) リース債務

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) リース債務の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超9年以内
リース債務	423	595	171	23	-

【関連当事者との取引に関する注記】

1. その他の関係会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	KDDI株式会社	被所有 直接 32.26%	当社通信サービスの 提供及び仕入、債権 の譲渡、資金の貸借 等	資金の貸付及び借入(注1)	35,491	短期貸付金	132,432
				借入金の利息支払(注1)	127		
				通信サービスの販売(注2)	97,164	売掛金	8,983
				通信回線料の支払(注2)	40,583	未払金	4,008
				通信機器の仕入(注2)	9,221	買掛金	506
				基地局設置業務委託(注2)	2,523	未払金	63

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) KDDI株式会社が運営するグループファイナンスにより、資金の貸付及び借入を行っております。

また、金利は市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

4. 役務別固定資産帰属明細表

事業年度 自 2023年 4月 1日  
至 2024年 3月 31日

UQコミュニケーションズ株式会社

(単位:百万円)

役務の種類	移動電気通信役務						移動電気通信役務以外の電気通信役務	合計		
	音声伝送役務			データ伝送役務						
	携帯電話	その他	小計	携帯電話・BWA	その他	小計				
<b>電気通信事業固定資産</b>										
有形固定資産										
機械装置	取得価額	-	-	-	286,328	-	286,328	286,328	-	286,328
	減価償却累計額	-	-	-	229,336	-	229,336	229,336	-	229,336
	帳簿価額	-	-	-	56,992	-	56,992	56,992	-	56,992
空中線設備	取得価額	-	-	-	45,868	-	45,868	45,868	-	45,868
	減価償却累計額	-	-	-	28,720	-	28,720	28,720	-	28,720
	帳簿価額	-	-	-	17,148	-	17,148	17,148	-	17,148
市内線路設備	取得価額	-	-	-	178	-	178	178	-	178
	減価償却累計額	-	-	-	59	-	59	59	-	59
	帳簿価額	-	-	-	119	-	119	119	-	119
建物	取得価額	-	-	-	2,159	-	2,159	2,159	-	2,159
	減価償却累計額	-	-	-	982	-	982	982	-	982
	帳簿価額	-	-	-	1,177	-	1,177	1,177	-	1,177
構築物	取得価額	-	-	-	380	-	380	380	-	380
	減価償却累計額	-	-	-	344	-	344	344	-	344
	帳簿価額	-	-	-	36	-	36	36	-	36
車両及び船舶	取得価額	-	-	-	56	-	56	56	-	56
	減価償却累計額	-	-	-	50	-	50	50	-	50
	帳簿価額	-	-	-	5	-	5	5	-	5
工具、器具及び備品	取得価額	-	-	-	1,203	-	1,203	1,203	-	1,203
	減価償却累計額	-	-	-	887	-	887	887	-	887
	帳簿価額	-	-	-	317	-	317	317	-	317
リース資産	取得価額	-	-	-	4,247	-	4,247	4,247	-	4,247
	減価償却累計額	-	-	-	3,123	-	3,123	3,123	-	3,123
	帳簿価額	-	-	-	1,124	-	1,124	1,124	-	1,124
建設仮勘定	取得価額	-	-	-	9,916	-	9,916	9,916	-	9,916
	減価償却累計額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	帳簿価額	-	-	-	9,916	-	9,916	9,916	-	9,916
有形固定資産合計	取得価額	-	-	-	350,334	-	350,334	350,334	-	350,334
	減価償却累計額	-	-	-	263,500	-	263,500	263,500	-	263,500
	帳簿価額	-	-	-	86,834	-	86,834	86,834	-	86,834
無形固定資産合計	帳簿価額	-	-	-	9,340	-	9,340	9,340	-	9,340
電気通信事業固定資産合計		-	-	-	96,174	-	96,174	96,174	-	96,174

注記事項

1. 役務別固定資産帰属明細表の作成基準

本役務別固定資産帰属明細表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年3月31日 総務省令第24号）及び同規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に基づいて、作成しております。

## 5. 移動電気通信役務収支表

事業年度 自 2023 年 4 月 1 日  
至 2024 年 3 月 31 日

UQ コミュニケーションズ株式会社

(単位：百万円)

役務の種類	営業収益	営業費用									営業利益	摘要	
			営業費	施設 保全費	管理費	減価 償却費	固定資産 除却費	通信設備 使用料	租税公課				
移動 電 気 通 信 役 務	音声伝送役務 (携帯電話)												
	データ伝送役務 (携帯電話・ BWA)	166,931	145,937	20,818	36,662	2,960	33,943	1,348	39,875	10,331	20,993		
	小計	166,931	145,937	20,818	36,662	2,960	33,943	1,348	39,875	10,331	20,993		
合計		166,931	145,937	20,818	36,662	2,960	33,943	1,348	39,875	10,331	20,993		

### 注記事項

#### 1. 移動電気通信役務収支表の作成基準

本移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成 23 年 3 月 31 日 総務省令第 24 号)

及び同規則第 9 条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に基づいて、作成しております

## 第四部 参考情報

## 1 配賦整理書の紹介及び入手方法

### (1) 配賦整理書

当社では、移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類「配賦整理書」を作成し、一般に頒布しております。

### (2) 入手方法

当社ホームページの接続会計報告書等より入手できます。

<https://www.uqwimax.jp/company/kokai/accounting/>

## 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額の、原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

該当事項はありません。

## 3 特に重要な費用の配賦基準の説明

該当事項はありません。

## 4 用語解説

### 第二種指定電気通信設備

第二種指定電気通信設備は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令（電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 2 項）で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって、総務省令（施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項）で規定し、告示（「電気通信事業法第 34 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 1 項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件」（令和元年総務省告示第 181 号））で指定された次の電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項第 1 号ロの交換設備
- 2 電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 2 第 3 項第 2 号イの伝送路設備

### 役務の種類

二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務の種類

- ・ 携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ データ伝送役務（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務）
- ・ 移動電気通信役務以外の電気通信役務

## 直課

役務の種類に費用を直接に帰属させること。

## 配賦

収益及び費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課の方法によらず、固定資産価額比等を直接用いて、役務の種類等へ収益及び費用を帰属させること。

## 5 その他

当社は、二種接続会計規則別表第二 移動電気通信役務収支表にて区分されている次の役務については、提供していないことから、当該欄を省略して作成しております。

- ・ その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務）
- ・ その他（移動電気通信役務のうちデータ伝送役務の中のひとつの役務）